

## 若者支援における居住支援の様相

岡部茜・大谷大学・8265

[キーワード] 若者支援、ひきこもり、居住、共同生活型支援

### 1. 研究目的

現在、日本で取り組まれている若者支援は、就労体験などをおこなう就労支援、活動場所を提供する居場所支援、個別に相談を聞く相談支援、家庭に訪問する訪問支援などがある。それに対して、居住を保障する支援は、実践の数が少なく、それほど議論もされてこなかった。2009年度で廃止された若者自立塾事業以降、若者支援政策において、予算化された住居を保障する事業はほとんど存在していない<sup>1</sup>。また、各地域で独自に展開されてきた実践も多く、その内容についても明らかにされていない。

本報告では、現在日本で展開されている住居にかかわる若者支援として、どのようなものが取り組まれているのか、現場スタッフへのインタビューからその概要を掴むことを目的とする。

### 2. 研究の視点および方法

#### \*分析視点

近年、注目されている「居住支援」の議論では、「住宅」の確保と、「福祉」的な支援の両者が実施されることが重要だと指摘されている(米野 2010:38)。本報告では、若者が他の若者と同じ建物に居住する共同生活型の事業に焦点を当てる。共同生活型の事業を考えるにあたり、他の形式で若者に関係し居住要件を持つ実践との差異を、以下のように区分して整理しておきたい。

表 1. 居住要件を持つ実践の類型

	住居	生活支援	共同性
家賃保障・住宅提供	○	×	×
シェルター	○	○	×

<sup>1</sup> 一定期間の合宿型事業は、地域若者サポートステーションの事業としてわずかではあるが存在している。

共同生活型事業 (旧若者自立塾・自立 援助ホーム)	○	○	○
シェアハウス	○	×	○

上記の類型は実践の検討のために要素を抽出し類型化したものであり、現実のものが必ずしも明確に区分できるわけではない（岡部 2020）。

本報告では、同じ建物のなかで複数名の若者がともに生活している共同生活型をとる事業に焦点を絞り、その実態について報告する。

#### \*調査方法

2018年10月から2019年12月にインタビュー調査を実施した。インタビュー対象については、日本で居住支援を実施している団体をインターネットサイト等で調べ、依頼した。対象の選定においては、①若者支援を目的としていること、②居住の保障を実施していること、③既存の社会福祉制度事業ではないこと<sup>2</sup>、を条件とした。

#### \*分析対象

前述の条件を満たす6団体のデータを分析の対象とする。分析の際には、インタビューの音声データを文字データに変換したものを使用した。以下は、本報告で分析対象とする団体のリストである。

団体	居住にかかわる支援事業開始年	一ヶ月の負担額
A	2005年 (それ以前にも断続的に自主事業を実施)	10万円～15万円代 (補助金事業対象になると、負担額無しや、減額されることもある)
B	1980年代	10万円～15万円代
C	2010年代	3万円以下
D	2010年代	3万円以下
E	2005年	10万円～15万円代
F	2010年代	10万円～15万円代

<sup>2</sup> ①と②の条件においては、自立援助ホーム事業が対象に入るものの、利用年齢や対象が大きく限定される事業であり、若者支援を検討するうえで制約が多いこと、また他の事業を検討することで現行の社会福祉制度の課題が可視化されると考えられることから、今回の調査においては自立援助ホームを対象から除外した。

### 3. 倫理的配慮

インタビュー時には、そのインタビューを開始する前に調査協力者に、研究内容について文書・口頭で説明し、協力者のプライバシーや人権が損なわれないよう配慮することを伝え、研究者と協力者の双方に一部ずつ用意した同意書にサインを得た。なお本研究は、大谷大学の研究倫理委員会による研究倫理審査において承認を得た。

### 4. 研究結果

以下、調査から得られたデータをもとに、共同生活の様式をとる住居を提供する支援の実態についてまとめる。

#### 4-1. 若者支援における居住支援の設立の展開過程

先行文献や今回の調査から、若者支援における居住支援の展開過程について仮説的<sup>3</sup>に時期を以下のように区分した。

##### 第Ⅰ期：青少年育成としての合宿型施設—2004年以前

「若者自立・挑戦プラン」を起点と考えられる2000年代からの日本の若者支援政策の流れにおいて、若者の居住の保障が政策に含まれたものは2005年から開始された「若者自立塾事業」である。

ただし、こうした制度事業の前にも、若者が共同生活をする場は存在していた。2003年に出版されたプラットフォームプロジェクト編『全国ひきこもり・不登校援助団体レポート [宿泊型施設編]』（ポット出版）では、若者支援にかかわる共同生活型の支援の取り組みについて報告されている。本書からは、プロジェクトチームが把握した団体に調査を依頼・実施し、32の団体の活動についての情報を得ることができる。報告された団体は、「不登校」や「ひきこもり」と呼ばれるような状態にある若者を対象として、宿泊できる住居要件とともに農作業や酪農、林業など第一次産業を中心として仕事体験などの活動機会を提供してきた。上記のレポートによれば、多くが民間施設で1か月約10～15万円の負担額が設定されている。そして、これらの一部が若者自立塾事業を受託していった。

##### 第Ⅱ期：若者自立塾事業の開始 —2005年～2010年

2000年代の「ニート・ひきこもり」への注目のなかで、住居要件を持つ若者支援策として「若者自立塾制度」が立ち上がった。若者自立塾とは、「働く自信をなくした若者に対して、合宿形式による集団生活の中で生活訓練、労働体験等を通じて、社会人、職業人として

---

<sup>3</sup> 今後、さらに他の団体のデータを加えながら、修正をおこなっていく必要がある。

必要な基本的能力の獲得、勤労観の醸成を図るとともに、働くことについての自信と意欲を付与することにより、就労等へと導くために（厚生労働省 2008）、厚生労働省により 2005 年度から進められ、2009 年度末をもって廃止された事業である。

利用期間は原則 3 か月とされ、義務教育課程修了後 1 年以上経過し、1 年以上前から現在に至るまで、仕事や求職活動をおこなっておらず、教育や職業訓練を受けていない 35 歳程度までの未婚の若者が入塾の要件とされていた（社会経済生産性本部 2007）。事業実施期間には、20～30 程度の団体が全国で事業委託を受けて活動し、委託を受けた団体の特色により多様な取り組みが展開された。

2009 年度末をもって若者自立塾事業は廃止されたが、若年無業者等集中訓練プログラムの合宿型として、現在も一部の事業が継続している<sup>4</sup>。

### 第Ⅲ期：独自事業の広がり ——2010 年以降

さまざまな背景をもった団体が、2010 年以降に独自の取組みとして活動を開始しているようである。例えば、「絆」再生事業により居住支援を開始した団体や、民間助成を利用しながら居住支援を開始した団体、地域づくりの一環として居住支援を開始した団体などがある。

こうした背景には、2000 年代の若者支援の広がりや、若者の生活困難状況の認識の広がりのなかで、居住環境も含めた支援の必要性が認識されることがあるだろう。特に、2008 年のリーマンショック以降、若年のホームレスの問題も提起されてきた。2010 年以降、居住の保障をとまなう実践が実験的に展開されており、そうした団体の背景はホームレス支援や地域づくり団体などもあり、その支援の目的や様式も多様である。

#### 4-2. 費用や運営上の問題

##### \*人件費や家賃

基本的に人件費や家賃を利用料から捻出している団体では、月の利用者の負担額は 12 万円から 15 万円前後である。今回の聞き取り調査において、10 万円以上の負担額が生じる団体はすべて、夜間も宿直スタッフが配置されており、夜間に不安定になった若者の話を聞くことや、体調不良になったときに病院へ運ぶなどの支援が実施されていた。

他の補助金や寄付金で人件費を支払う場合、若者の負担額は少なくなる。また、担当のスタッフを配置せず、家賃や光熱費のみの負担とすることで若者の負担を抑えている団体も存在した。そうした団体はすべて、夜間の宿直スタッフは配置されておらず、夜間に危機介入が必要になりそうな若者の利用を断らざるをえない、という語りもあった。

---

<sup>4</sup> 「令和 2 年度地域若者サポートステーション事業委託要綱」（2020 年 8 月 6 日取得、<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/content/contents/020117-2youkou.pdf>）。

#### \*財政面の問題

運営上の問題としては、制度上十分な補助がないため金銭的負担が大きいという財政上の問題がまず語られた。そのため、他の民間の補助金や寄付金を募り運営することや、事業を実施する住居を贈与してもらう、あるいは非常に安価で貸与してもらう等の工夫が、どの事業でも語られた。また、スタッフが夜間も配置される場所は人件費の関係上、利用に際しての金銭的負担が大きくなる。そのため、夜間にスタッフが配置される事業は10万円以上の利用費用になっていた。ただし、夜間にスタッフが配置される事業は、夜間の緊急の場合の対応が可能となり、疾患や障害のある若者でも比較的受け入れの範囲が広いようであった。

#### \*自殺への危惧

入居している若者の命を守ることが、支援上もっとも気を遣うことであると複数の実践者は答えた。対策として、ある団体では入居初期には固定のスタッフができるだけ夜勤にも多く入り、相談しやすい体制をつくるなどがなされていた。また、自殺などへの危惧は、若者の管理化にもつながりやすいことが語られた。

### **4-3. 住居支援の位置づけ**

#### \*事業開始の背景（問題認識）

家庭における家族との関係から距離を置くことへの意義を感じて、事業が開始されているものがある。2005年の若者自立塾事業を受けていた団体のなかには、この制度が開始されたことをきっかけに事業を開始したところもある。

2010年以降に事業を開始した団体では、シェアハウスをはじめたところにひきこもり状態にあった若者がやってきて活動が広がっていったものや、就労支援にホームレスの若者がやってきたところから、居住の確保を支援することの必要性を認識したと語る団体もあった。

#### \*事業内容

第一に、住居を提供しており、部屋は団体やその若者の状況により共同部屋または個室に分かれる（詳しくは後述）。また、どの団体も就労支援として就職先の紹介や就労訓練を実施している。

団体によっては、食事提供や、畑作業やスポーツ、ヨガなどの日中の活動プログラムを提供し、若者が選んで参加できるようにしている。そのようなプログラムは、体力づくりや生活リズムを整えることをねらいとして設定されている。ただし、参加は強制されるわけではない。そのため、若者が参加してくれるよう、できるだけ魅力的なプログラムづくりに一番苦労している、と語る実践者もいた。

#### \*実践者が考える効果

こうした居住を通じた支援について、実践者はどのような効果を期待し、また感じているのだろうか。聞き取りにおいては、①居住や食事、服などの生活基盤がひとまず確保されること、②そのため、親から離れて暮らすことができること、③共同生活のなかで自然なコミュニケーションが発生し、他者との関係構築が可能となること、④他者の変化に大きく影響を受けること、⑤実践者と若者がそれぞれに互いを深く知ることができること、などがあげられた。

### **4-4. 生活空間のルール**

#### \*部屋割

個室：

一人一部屋の個室が保障される団体と、本人が強く個室を希望しない限りは原則、他の他者と一部屋を利用する団体に分かれた。個室を基本とする団体は、個室の利点について、一人になれる空間があることで、本人の安心・安全感を保障できることだと語った。

居住の支援において、そこを利用する若者たちは、自らがこれまで生活してきた空間から離れて生活していくことになる。それは、大きなストレスを伴う場合もある。そのため、一人で安心していられる空間を保障することで、少しでも本人にとって居心地のよい場になるように工夫がなされるのである。

共同：

一方で、共同部屋としてしているところもある。部屋が余っていれば個室にする、というように消極的に共同部屋であることを選択している団体もあったが、それでも共同部屋の利点もあるとどの実践者も語る。そうした原則、共同部屋としてしている団体においては、共同部屋の利点として、他者の存在を身近に感じることができることが挙げられた。なかには、当初は個室を原則としていたものの、若者の様子を見て、互いに影響を受け合えるよう共同部屋に転換したという団体もあった。

もう一つの利点として、衝動的に自傷・自殺の念に駆られる若者もあり、そうした場合には他者と同じ部屋であることでその衝動を抑えることができる、ということが語られた。

また、原則共同部屋とする団体のなかにも入居初期においては個室を保障する団体があった。そこでは、個室を基本とする団体で語られたように、安心・安全の保障を重視して、初期にはそのような対応をするとのことであった。

#### \*ルール

食事を作る当番や掃除当番、消灯時間など、どの団体も形式上のルールは複数見られた。

ただし、そのルールは入居している若者によって独自解釈されることや、消滅していくこと、変化していくことが語られ、初期に職員が想定したルールが変わらず厳密に維持されているところは見られなかった。

また、ルールが支援者側から提示されたまま固定されることが、管理につながり、暴力性を高めるのではないか、という語りもあった。

#### **4-5. 利用者層**

##### \*入居以前の状況

多くは、仕事や教育機関に所属せず、外出もせず、基本的には自宅・自室で生活しているような、いわゆる「ひきこもり状態」と呼ばれる状態にある若者が多い。ただし、うつ病や双極性障害など精神科の診断を受けている若者もいる。

また、入居費用が安価な団体（あるいは、補助金等によりその個人においては安価になる場合）は、刑務所を出所した後に行く先がなく紹介されてきた若者や、児童養護施設を退所するように言われ、その後の住む場所がない状態で紹介されてきた若者もいた。

##### \*年齢

10代後半から30代が中心である。

##### \*入居以前の居住地

ある地域を除き、すべて県外からの入居者が8割以上となっていた。残りの2割においても、県内市外の若者であり、団体がある市の若者が利用する例は、団体のなかにも一人か二人であった。

##### \*通院歴や手帳の有無

6団体、すべてにおいて通院している、または障害者手帳を所持している若者が利用していた。なかには、服薬管理や病院同行を実施している団体もある。3万円以下の宿直スタッフがいない団体では、服薬支援等のある程度の支援が必要な若者の受け入れは難しいと語られていたが、その他の団体では医療と連携するなどして支援を実施していた。

##### \*性別

性別については、男性のみ利用の団体が3団体、男女とも利用可能であるが女性の比率が低い（2割程度）団体が3団体であった。

##### \*親子関係

月に10万円以上の負担額になる場合では、利用費用を家族がすべて、あるいは部分的に

支払っており、家族による援助体制がある。なかには、若者から親への暴力が入居前に続いたという事例も少なからず語られたが、そうした家族においても利用費用は家族が支払っている。

一方で、利用費用が3万円以下の場合、家族による援助体制がない若者もいるとのことだった。そのため、本人がアルバイトなどの収入で利用費用を支払っていることが多いようである。

## 5. 考察

### \*現行社会福祉制度の課題と限界

本調査はわずかな実践事例からの整理であるが、社会福祉制度を利用しづらい若者がおり、そうした若者が一定数利用していることが確認された。

たとえば、児童養護施設や自立援助ホームを出て、住む場を失った若者が利用していることが複数の施設で語られた。また、刑務所を出所し、その後に住む場を失った若者の利用もあった。これらについては、児童福祉や司法福祉の事業のなかでの対応改善または、仕組みの整備が求められる部分である。たとえば、自立援助ホームの利用可能年齢は、さらに拡大されてよいかもしれない。それとともに、家族による支えのない若者が安全な住居を容易に手に入れることができるような仕組みの整備も、検討される必要があるのではないだろうか。

また、そうした住居のみがあればよい若者だけではないだろう。他者や自身への信頼をもちていない若者においては、他者への信頼が回復できるような支えや関係も同時に必要となる可能性がある。

### \*本報告の限界

20代や30代の若者へ住居を提供する支援をおこなっている団体は少なく、組織化されているわけではないため<sup>5</sup>、団体間の情報やインターネットサイトを手掛かりに情報を収集することになる。そのため、多くの団体に調査ができず、統計的に全国の状況を把握することは難しい。そのため、現時点では10団体に満たない事例からの大づかみの把握として捉えることしかできない。ただし、地域で地道に若者の住居を提供する支援が確かに実施されており、そうした取り組みから支援の方向性について検討することは十分に意義があるだろう。

また、今回の報告は実践者への聞き取りをもとにしており、課題や意義は実践者から観察

---

<sup>5</sup> ただし、若者自立塾事業を受託していた団体を中心に結成された組織としては、「共同生活型自立支援機構」がある。



され、認識されたものである。今後は、若者自身がどのように共同生活型の事業を経験しているのかについて、検討していく必要がある。

### 参考文献

- 厚生労働省（2008）「若者自立塾創出推進事業」の実施について」（2019年10月28日取得、  
<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/08/h0818-1.html>）.
- 社会経済生産性本部（2007）「ニートの状態にある若年者の実態及び支援策に関する調査研究報告書」.
- 岡部茜（2020）「若者支援における『共同生活型支援』の位置づけと意義・課題に関する一考察—若者自立塾受託団体の資料分析から—」大谷大学哲学会『哲學論集』66, 46-62.
- プラットフォームプロジェクト編（2003）『全国ひきこもり・不登校援助団体レポート [宿泊型施設編]』ポット出版.
- 米野史健（2010）「住宅弱者に対するさまざまな居住支援の取り組み」『ホームレスと社会』2, 38-47.

[本研究は JSPS 科研費 18K13012 の助成を受けたものである。]